

岩見沢市栗沢福祉センター条例を廃止する条例の概要

第1 廃止の趣旨

岩見沢市栗沢福祉センターは、市民の地域福祉活動の向上を目的とした施設として利用されてきたが、施設の老朽化及び近傍類似施設である岩見沢市栗沢市民センターの供用開始（令和3年1月）に伴い利用者が減少し、栗沢市民センターへの利用転換が可能であることから、令和5年度末をもって廃止する。

第2 廃止の内容

岩見沢市栗沢福祉センター条例を廃止する。

第3 施行期日

令和6年4月1日

岩見沢市条例第26号

岩見沢市栗沢福祉センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢福祉センター条例を廃止する条例

岩見沢市栗沢福祉センター条例（平成17年条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。